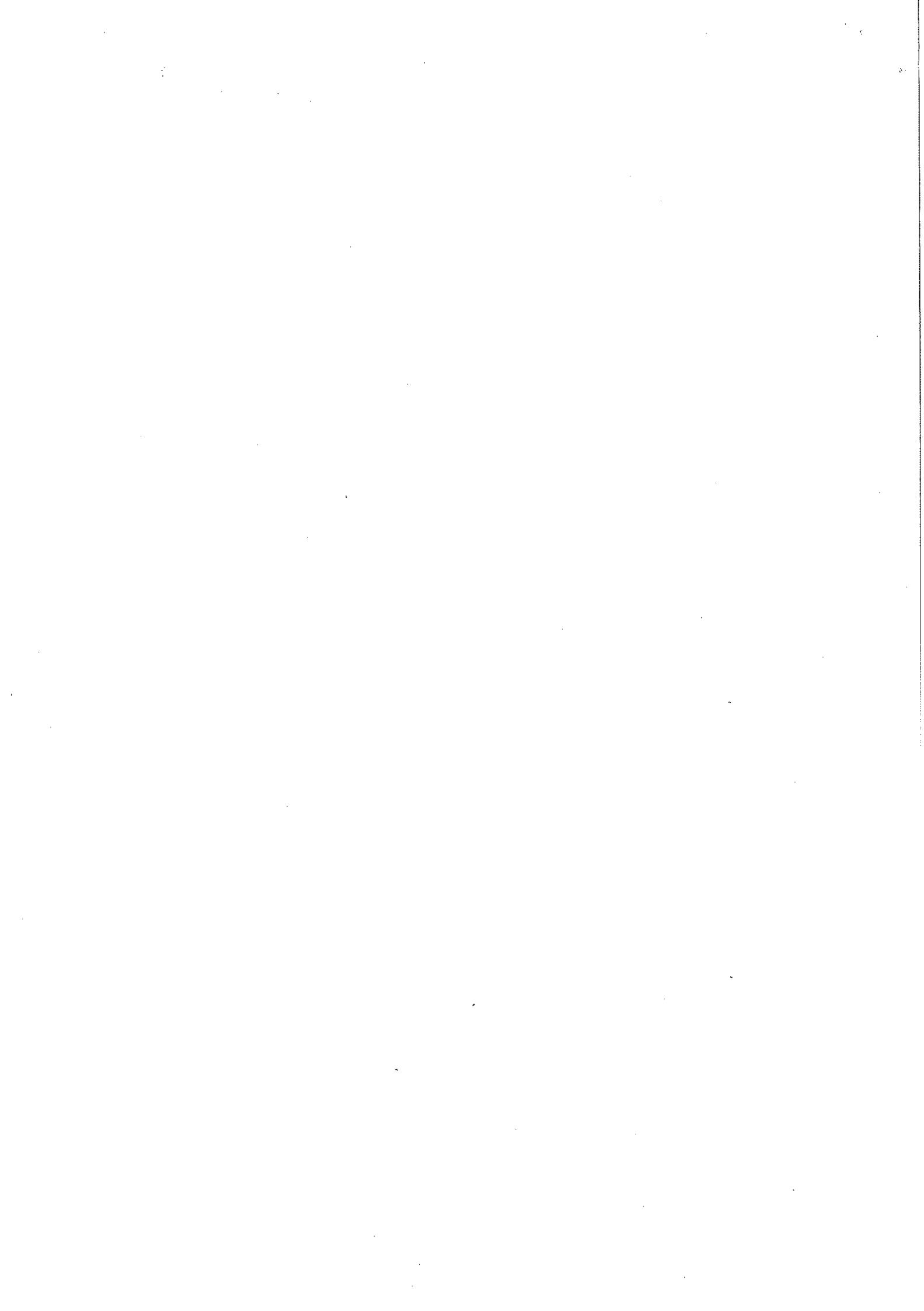


資料 5-3

平成 19 年度
決 算 報 告 書

自 平成 19 年 4 月 1 日
至 平成 20 年 3 月 31 日

公立大学法人 熊本県立大学



平成19年度 決算報告書

公立大学法人熊本県立大学
(単位:千円)

区分	予算額	決算額	差額 (決算-予算)	備考
収入				
運営費交付金	1,049,883	1,049,883	0	
自己収入	1,320,826	1,408,626	87,800	
授業料収入	1,081,239	1,114,409	33,170	(注1)
入学金収入	129,430	140,713	11,283	(注2)
検定料収入	38,822	34,285	△4,537	
受託研究等収入	49,445	62,675	13,230	(注3)
寄附金収入	6,000	16,004	10,004	(注4)
財産処分収入	0	0	0	
雑収入	15,890	40,541	24,651	(注5)
長期借入金	0	0	0	
短期借入金	0	0	0	
貸付金回収	0	0	0	
承継剩余金	0	0	0	
目的積立金取崩	0	0	0	
計	2,370,709	2,458,509	87,800	
支出				
教育研究経費	1,777,795	1,737,385	△40,410	(注6)
一般管理費	543,469	584,850	41,381	(注7)
受託研究費等	49,445	62,175	12,730	(注8)
計	2,370,709	2,384,411	13,702	
収入-支出	0	74,098		

(注) 決算額及び差額は、それぞれの欄の金額を個別に円単位まで算出し、その結果を千円未満の単位で四捨五入して表示しておりますので、合計金額と一致しない場合があります。

○予算と決算の差異について

(注1) 授業料収入については、在学生数が当初見込みより増加したこと等により、予算額に比して決算額が33,170千円多額となっています。

(注2) 入学金収入については、環境共生学部の定員増、文学研究科博士後期課程の新設等に伴い入学者数が当初見込みより増加したこと等により、予算額に比して決算額が11,283千円多額となっています。

(注3) 受託研究等収入については、その獲得に努めた結果、当初見込みより採択が増加したことにより、予算額に比して決算額が13,230千円多額となっています。

(注4) 寄附金収入については、その獲得に努めた結果、当初見込みより受入が増加したことにより、予算額に比して決算額が10,004千円多額となっています。

(注5) 雑収入については、平成19年7月5日の落雷による学内非常放送設備の故障修繕に伴う損害保険料収入があったこと等により、予算額に比して決算額が24,651千円多額となっています。

(注6) 教育研究経費については、当初予定していた常勤教員の退職者の補充を延期したこと等により、予算額に比して決算額が40,410千円少額となっています。

(注7) 一般管理費については、大規模修繕工事の優先順位を見直し、老朽化の著しい空調設備の更新工事を実施したこと、平成19年7月5日の落雷により故障した学内非常放送設備の修繕を行ったこと等により、予算額に比して決算額が41,381千円多額となっています。

(注8) 受託研究費等については、(注3)に示した理由により、予算額に比して決算額が12,730千円多額となっています。

独立監査人の監査報告書

平成 20 年 6 月 16 日

公立大学法人 熊本県立大学

理事長 菅 茂 壽太郎 殿

新日本監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士

柴田直之



指定社員
業務執行社員
公認会計士

佐藤宏文



当監査法人は、地方独立行政法人法第35条の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、キャッシュ・フロー計算書、行政サービス実施コスト計算書、利益の処分に関する書類（案）及び附属明細書並びに事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書について監査を行った。なお、事業報告書について監査の対象とした会計に関する部分は、事業報告書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この財務諸表、事業報告書及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）の作成責任は、理事長にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から、財務諸表等について意見を表明することにある。

当監査法人は、地方独立行政法人に対する会計監査人の監査の基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。これらの監査の基準は、当監査法人に財務諸表等に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、公立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為が財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす要因となる場合があることに十分留意して計画し、試査を基礎として行われ、理事長が採用した会計方針及びその適用方法並びに理事長によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表等の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。この合理的な基礎には、当監査法人が監査を実施した範囲においては、財務諸表等の重要な虚偽の表示をもたらす公立大学法人内部者による不正及び誤謬並びに違法行為の存在は認められなかつたとの事実を含んでいる。なお、当監査法人が実施した監査は、財務諸表等の重要な虚偽の表示の要因とならない公立大学法人内部者による不正及び誤謬又は違法行為の有無について意見を述べるものではない。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 財務諸表（利益の処分に関する書類（案）を除く。）が、地方独立行政法人会計基準及び我が国において一般に公正妥当と認められる会計の基準に準拠して、公立大学法人熊本県立大学の財政状態、運営状況、キャッシュ・フローの状況及び行政サービス実施コストの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。
- (2) 利益の処分に関する書類（案）は、法令に適合しているものと認める。
- (3) 事業報告書（会計に関する部分に限る。）は、公立大学法人の業務運営の状況を正しく示しているものと認める。
- (4) 決算報告書は、理事長による予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認める。

公立大学法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

監査報告書

私ども監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び同法第34条第2項の規定に基づき、公立大学法人熊本県立大学（以下「本学」という。）の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第2期事業年度の業務及び財務諸表（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書、利益の処分に関する書類（案）、行政サービス実施コスト計算書及びこれらの附属明細書）、決算報告書、事業報告書について監査いたしました。

その結果につき、以下のとおり報告いたします。

1 監査方法の概要

監査は、一般に認められた監査手続きに従い、理事会その他重要な会議にかかる資料、重要な決裁書類等を閲覧しました。また、各部門責任者から業務処理の状況を聴取するとともに、書面の査閲等によりこれを確かめました。さらに、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）及び決算報告書の監査の概要にかかる報告並びに説明を受け、検討を加えました。

2 監査の結果

- (1) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 財務諸表は、必要な事項を正しく示しているものと認めます。
- (3) 事業報告書は、本学の業務運営の状況を正しく示しているものと認めます。また、業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。
- (4) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく示していると認めます。
- (5) 役員の職務執行に関し、不正の行為又は法令・定款に違反する重大な事実は認められません。また、役員と当法人との利益相反取引は認められません。

平成20年6月16日

公立大学法人熊本県立大学

監事 高木絹子 

監事 千歳睦男 

